

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、世田谷区立砧南中学校生徒会という。

第2条 本会は、本校全生徒をもって組織する。

第3条 本会は、全ての会員が、学校生活の充実と向上をはかるため、自主的に参加し、相互に努力し協力しあうことを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 各種専門委員会の充実と向上
 - (1) 自主的に規律を守り、安全で快適な学校生活の実現を目指すこと。
 - (2) 健康と安全の保持につとめること。
 - (3) 学校給食を清潔かつ円滑に進めること。
 - (4) 環境の整理と美化につとめること。
 - (5) 図書の実と活用をすすめること。
 - (6) 校内放送を正確かつ活発にすること。
2. 学級活動の充実と学校全体の向上
3. 諸行事への自主的参加の促進
4. その他、会員の福祉を目ざした自治活動の推進

第2章 役員会

第5条 本会は、次の役員をおき、役員会を構成し本校生徒会活動の推進をはかる。

1. 会長1名、役員5～7名。
2. 役員の任期は、10月より1年間とする。
3. 会長は、本会を代表し、会を運営する。
4. 役員会は、諸会議に必要な議案事項を事前に告示する。
5. 役員会は、会議で議決された事項を必ず会員に報告する。

第3章 議長団

第6条 本会は、次の議長団をおき、集会活動を円滑にすすめる。

1. 議長1名、副議長1名、書記1名
2. 議長団は原則として中央委員会で選出する。
3. 議長団は、総会及び委員長会議の進行を担当する。

第4章 生徒総会

第7条 生徒総会は本会最高の議決機関である。

1. 総会は全会員をもって構成する。
2. 開催は、次の場合に会長が招集する。
 - (1) 年1回の定例総会
 - (2) 全会員の1/3以上の要求があった場合
 - (3) 役員会が必要と認めた場合
 - (4) 学年協議会の要求があった場合
3. 会の成立は、全会員の2/3以上の出席を必要とする。
4. 議決は、出席者の過半数の賛成を得て成り立つ。
5. 会長1名、役員5～7名。
6. 役員の任期は、10月より1年間とする。

7. 会長は、本会を代表し、会を運営する。
8. 役員会は、諸会議に必要な議案事項を事前に告示する。
9. 役員会は、会議で議決された事項を必ず会員に報告する。

第5章 中央委員会

第8条 中央委員会は、生徒総会につぐ議決機関である。また、生徒総会の決定にもとづき、本会の活動を円滑に運営する最高の執行機関である。

1. この会は、生徒会役員、全学年の学級委員及び各委員会委員長をもって構成する。
2. 開催は議長がこれを招集する。
3. 会の成立は、委員の2/3以上の出席を必要とする。
4. 議決は、細則の改正をのぞいて出席者の過半数の賛成を得て成り立つ。

第6章 委員会

第9条 本会は、委員会として、次の各機関をおく。

1. 各種専門委員会
2. 学級委員会
3. 臨時委員会

第7章 選挙

第10条 本会の役員ならびに委員は選挙により選出される。

1. 役員会の構成員は、全校選挙により選出される。
2. 第9条に定められた委員会の委員は、各学級より選出される。

第8章 議事運営

第11条 各委員会での各委員の発言は保障され、何ごとによらず自由に発言することができる。

第12条 本会の全ての会議は公開とし、一般会員の自由な参観が認められる。ただし、発言権、議決権はない。

第9章 付則

第13条 本会会則の執行、変更、細則については次に定める。

1. 本会の決議、執行は、全て職員会義の承認を経て、その効力を発する。
2. 会則の変更は、総会において過半数の賛成を必要とする。
3. 本会は、別に細則を定め、その改正は、学年協議会が行う。

第14条 本会会則は、昭和53年2月10日より施行される。

平成5年4月1日より一部改正施行する。

令和6年4月1日より一部改正施行する。

令和8年10月1日より一部改正施行する。